別紙１

傍聴要領

浦添市行政改革推進委員会

１　傍聴する場合の手続

（１）　会議の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

（２）　受付開始時刻は、会議開催予定時刻の１５分前からです。

（３）　会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

（４）　今回の会議の傍聴定員は５人です。

２　会議の秩序の維持

（１）　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。

（２）　傍聴希望者が３の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

（３）　傍聴希望者が３の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

３　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

（１）　会議場での発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（２）　会議場において発言しないこと。

（３）　みだりに席を離れないこと。

（４）　鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき、旗、プラカード等を用いる等の示威的行為をしないこと。

（５）　携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。

（６）　会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

（７）　その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。